Q15　社員総会の議事録には、どのような事項を記載するのでしょうか。

A　社員総会の議事録には、「社員総会が開催された日時及び場所」、「社員総会の議事の経過の要領及びその結果」等の法務省令で定める事項を記載します。

解　説

1　社員総会の議事録の作成

社員総会の議事録は、書面または電磁的記録で作成しなければなりません（法人規11②）。ここにいう「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいい（法人法10②）、この「法務省令で定めるもの」は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとされています（法人規89）。したがって、この要件に該当する物であれば、フロッピーディスク、CD-ROM、DVD-ROM、ICカードなどいずれの媒体であってもかまいません。

2　社員総会の議事録の記載事項

社員総会の議事録には、以下の事項を記載します。

(1)　社員総会が開催された日時および場所（法人規11③一）

「当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は社員が社員総会に出席をした場合における当該出席の方法」（同一かっこ書）とは、社員総会の開催場所として物理的収容能力の問題等により主たる会場以外

に別の会場を設けた場合や、一部の理事や社員が社員総会の開催場所以外から電話会議やテレビ会議システムを利用して参加した場合を念頭に置くものです。

(2)　社員総会の議事の経過の要領およびその結果（法人規11③二）

「議事の経過の要領」ですから、社員総会における個々の発言を逐語録として記載する必要はありません。ただし、個々の法人の判断により必要に応じて逐語録とすることを妨げるものではありません。

(3)　監事の選任等に関する意見または発言の内容（法人規11③三）

法律上の意見陳述権や報告義務に基づく意見等であることから必要的記載事項とされたものです。

(4)　社員総会に出席した理事、監事または会計監査人の氏名または名称（法人規11③四）

社員以外の出席者を明らかにする趣旨です。

(5)　社員総会の議長が存するときは、議長の氏名（法人規11③五）

議長を置くことは任意であることを前提としつつ、議長を置いた場合にはその氏名を明らかにする趣旨です。

(6)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名（法人規11③六）

理事が作成者となることが一般的であると思われますが、「職務を行った者」としているのは、現在の公益法人における議事録作成者の実態をふまえ、理事以外の者が作成者となる場合、例えば、社員総会で選出された理事以外の社員が社員総会の議長となり、議長が議事録作成者となる場合も含まれるような規定ぶりとしています。

3　社員総会の決議等があったものとみなされた場合

社員全員の同意により、社員総会の決議があったものとみなされた場合（法人法58）には、①社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容（法人規11④一イ）、②①の事項の提案をした者の氏名または名

称（同ロ）、③社員総会の決議があったものとみなされた日（同ハ）、④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名（同ニ）を記載した社員総会の議事録を作成します。

決議があったものとみなされる場合、社員の同意書面等の保存義務が定められていますが（法人法58②）、保存資料の一貫性という観点から、これらの書面等とは別に、社員総会の議事録を作成することが相当と考えられたものです。

社員全員の同意により、社員総会への報告があったものとみなされた場合（同59）についても、上記と同様の理由により社員の同意書面等の保存に加え、社員総会の議事録を作成することとされており、この議事録には、上記①、③、④に相当する事項を記載します（法人規11④二）。

Q111　法律により公益目的事業財産として具体的に列記されたもの以外で、公益目的事業財産とされているものはどのようなものでしょうか。

A　公益目的で保有する財産から生じる運用益等の収益等です。

解　説

法律により公益目的事業財産として具体的に列記されたもの以外で、公益目的事業財産とされているものには、次のものがあります（認定規26）。

① 公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除きます。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に100分の50を乗じて得た額またはその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

② 公益認定を受けた日以後に行った吸収合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあっては、当該他の公益法人の当該合併の前日における公益目的取得財産残額（同日において当該他の公益法人の公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいいます。）に相当する財産

③ 公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産から生じた収益の額に相当する財産

④ 公益目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産

⑤ 公益目的保有財産を公益目的事業の用に供さない財産とした場合の当該公益目的保有財産の額に相当する財産

⑥　①から⑤までの財産を支出することにより取得した財産

⑦　公益認定を受けた日以後に①から⑤までおよび認定法18条１号から４号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であって、同日以後に公益目的事業の用に供するものとして表示した財産

⑧　認定法18条各号および①から⑦に掲げるもののほか、当該法人の定款または社員総会もしくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、または処分をする旨を定めた額に相当する財産

①において、公益認定を受けた日以後に社員から徴収した会費で使途が定められていないものについて、50パーセント相当額を公益目的事業財産として認めているのは、公益目的事業比率が50パーセント以上とされていることを考慮したからです。